

沼津市環境衛生自治推進協会補助金交付要綱

平成10年3月31日市長決裁

(目的)

第1条 市長は、清潔で美しい環境づくりを推進するため、沼津市環境衛生自治推進協会（以下「環自協」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「環自協」とは、沼津市の自治会組織を基盤として、環境衛生に関する自主的な実践活動を推進し、もって清潔で美しい環境を創出することを目的に設けられた組織をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、環自協の運営経費の内、85万円を限度として助成するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。